

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに定款第7条及び第33条に基づき置かれる部会及び委員会の委員（以下「委員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 委員等とは、定款第7条及び第33条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び日当等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は、年間7,000,000円以内とする。

- 2 この法人の常勤役員等の報酬は、別表「常勤役員報酬表」に定める額とする。ただし、常務理事を置かず会長が常務理事の業務も行う場合においては、会長の報酬額は別表に定める会長の報酬額によらず、同表に定める常務理事の報酬額を適用する。
- 3 この法人の常勤役員のうち常務理事には6月1日及び12月1日を基準日として期末手当を支給し、期末手当の額は第2項に定める報酬額に100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在任期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 4 この法人の常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人出雲市社会福祉協議会給与等に関する規程第6条第2項に準ずる。
- 5 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別記1に定める額とする。
- 6 委員等に対する報酬は、別記2に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 役員、評議員及び委員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員、評議員及び委員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会旅費規程により支給する。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会給与等に関する規程第5条に準じた日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員、評議員及び委員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。
 - 3 月の途中で新たに常勤役員に就任した場合はその日から、退任又は解任された場合はその日までの報酬を日割りによって計算し支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

- 第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から一部改正し施行する。

この規則は、平成19年4月1日から一部改正し施行する。

この規則は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。

この規則は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

1 常務理事を置かず会長が常勤で常務理事の業務も行う場合においては、会長の報酬額は第2条の別表に定める会長の報酬額によらず、同表に定める常務理事の報酬額を適用する。

2 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。

この規則は、平成28年1月1日から全部改正し施行する。

この規則は、平成29年6月23日から全部改正し施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月24日から一部改正し施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。

別表 常勤役員報酬表

区 分	月額 (円)
会 長	150,000
常務理事	240,000

別記1 非常勤役員、評議員の報酬

ア 理事会・監査会・評議員会・その他法人の用務出席 日額4,000円

イ ア以外の法人業務に従事 日額4,000円

別記2 委員等の報酬

ア 部会・委員会出席 日額4,000円

イ ア以外の部会・委員会業務に従事 日額4,000円